

管理計画認定基準

野洲市の認定基準は国の基準と同じです。市独自基準は設けていません。

1. 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること
- (2) 監事が選任されていること
- (3) 集会が年一回以上開催されていること

2. 管理組合の運営

- (1) 管理規約が作成されていること
- (2) マンション管理の適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について、定められていること
- (3) マンションの管理状況に係る情報収集の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務、管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること

3. 管理組合の運営

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- (2) 修繕積立金会計から他会計への充当がされていないこと
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヵ月以上の滞納額が全体の一割以内であること

4. 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- (2) 長期修繕計画の作成または見直しが七年以内に行われていること
- (3) 長期修繕計画の実行性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が二回以上含まれるように設定されていること
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体で修繕積立金の総額から算出された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- (6) 長期修繕計画の計画期間が最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画になっていること

5. その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡先に加え、災害時の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること
- (2) 野洲市のマンション管理適正化指針に照らして適切なものであること